

「ホワイトインパルス」商標の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ホワイトインパルス」商標（登録第5784924号。以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定商品又は指定役務の区分)

第2条 本件商標に係る指定商品又は指定役務の区分は、別表のとおりである。

(使用許諾の申請)

第3条 本件商標に係る商標法（昭和34年法律第127号）第31条の通常使用権の許諾（以下「使用許諾」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「ホワイトインパルス」商標使用許諾申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類等を添えて、青森県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の概要がわかる資料
- (2) 本件商標を使用する予定の商品等の企画書、見本又は写真等

(商標使用許諾通知書の交付)

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用許諾を決定したときは、「ホワイトインパルス」商標使用許諾通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により本件商標の使用許諾をする場合においては、条件を付すことができる。

(使用許諾の期間)

第5条 本件商標の使用許諾の期間は、使用許諾を受けた日から起算して1年以内とする。

2 使用許諾の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとする者は、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾の制限)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用許諾をしないものとする。

- (1) 青森県の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (2) 本件商標の使用によって、商品等の品質の誤認又は他者の業務に係る商品等との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (3) 本件商標を宗教的活動又は政治活動に使用するとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) その他本件商標の使用が適当でないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により使用許諾をしないことを決定したときは、申請者に対し「ホワイトインパルス」商標使用不許諾通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 第4条第1項の規定により商標使用許諾通知書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、

次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品等の使用又はその宣伝広告に際しては、「®」をその商品等、包装、広告等に明示すること。
- (2) 使用許諾の範囲を逸脱しないこと。
- (3) 使用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 使用許諾を受けた商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (5) 故意又は過失により青森県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を青森県に賠償すること。
- (6) 知事から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- (7) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
- (8) 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに知事に報告すること。

(許諾事項の変更)

第8条 使用者は、使用許諾を受けた事項を変更しようとするときは、「ホワイトインパルス」商標使用許諾変更申請書（第4号様式）に、商標使用許諾通知書及び変更後の企画書、見本又は写真等を添えて知事に提出し、改めて第4条の商標使用許諾通知書の交付を受けなければならない。

(使用許諾の取消し)

第9条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 知事は、使用者が前項の規定により使用許諾を取り消されたことにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用の中止)

第10条 使用者は、本件商標の使用を中止しようとするときは、「ホワイトインパルス」商標使用中止届（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(使用料)

第11条 本件商標の使用料は、無料とする。

附 則

この要綱は、平成27年11月13日から施行する。

別表（第2条関係）

分類	指定商品又は指定役務
第3類	ハンドクリーム、リップクリーム、化粧品
第5類	サプリメント
第16類	クリアファイル、メモ帳、シール、文房具類
第25類	ウインドブレーカー、被服、防寒靴、ゴム製長靴、靴類
第28類	建設機械のミニチュア模型おもちゃ、おもちゃ、ぬいぐるみ、人形
第30類	あめ、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ
第43類	宿泊施設の提供、カレーの提供、飲食物の提供

「ホワイトインパルス」商標使用許諾申請書

年 月 日

青森県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

下記のとおり商標の通常使用権の許諾を受けたいので申請します。

記

使用の目的	
使用商品等の名称	
使用方法	
使用期間	
備考	
担当者氏名・連絡先	

添付書類等

- 1 会社概要等申請者の概要がわかる資料
- 2 本件商標を使用する予定の商品等の企画書、見本又は写真等

「ホワイトインパルス」商標使用許諾通知書

年 月 日

殿

青森県知事

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記のとおり通常使用権の許諾をします。

記

使用者の住所及び氏名	
使用の目的	
使用商品等の名称	
使用方法	
使用期間	
使用許諾番号	許諾第 号
遵守事項	<ol style="list-style-type: none">1 商品等の使用又はその宣伝広告に際しては、「®」をその商品等、包装、広告等に明示すること。2 使用許諾の範囲を逸脱しないこと。3 使用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。4 使用許諾を受けた商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。5 故意又は過失により青森県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を青森県に賠償すること。6 知事から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。7 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。8 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに知事に報告すること。
備考	

第3号様式（第6条関係）

「ホワイトインパルス」商標使用不許諾通知書

年 月 日

殿

青森県知事

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記の理由により通常使用権の許諾を
しませんので、通知します。

記

通常使用権の許諾をしない理由

第4号様式（第8条関係）

「ホワイトインパルス」商標使用許諾変更申請書

年 月 日

青森県知事

殿

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

印

下記のとおり、通常使用権の許諾を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用許諾番号	許諾第 号
使用許諾を受けた 使用商品等の名称	
変更する事項	
変更の理由	
備 考	
担当者氏名・ 連絡先	

添付書類等

- 1 「ホワイトインパルス」商標使用許諾通知書
- 2 変更後において本件商標を使用する予定の商品等の企画書、見本又は写真等

第5号様式（第10条関係）

「ホワイトインパルス」商標使用中止届

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

下記のとおり商標の使用を中止するので届け出ます。

記

使用許諾番号	許諾第 号
使用商品等の名称	
使用中止（予定）日	
中止の理由	
備 考	
担当者氏名・ 連絡先	